

■ 令和4年度 新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：令和4年10月20日（木）午前10時～

場所：新潟市陸上競技場 2階 会議室3

（司 会）

ただいまから令和4年度新潟市人権教育・啓発推進委員会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を務めます、新潟市広聴相談課課長補佐の前田と申します。委員長を選出するまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、市民生活部の鈴木稔直部長より、皆様にごあいさつを申し上げます。

（市民生活部長）

皆さん、おはようございます。この4月の人事異動で環境部からまいりました、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は本当にお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、今回、委員の改選がありまして、潤間委員をはじめ新たに4名の委員から就任いただきます。さらに、5名の委員には引き続きということで、いろいろご迷惑をおかけしますが、9名体制でやっていきますので、お願いできればと思います。

本市では、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に人権教育啓発推進計画を策定し、令和2年3月に2回目の改訂をしました。計画の改訂に当たりましては、委員の皆様からいろいろ貴重なご意見をいただきまして、今の形ができ上がっております。大変ありがとうございます。本日は、その人権教育啓発推進計画に沿って実施しております本市の事業を委員の皆様からご意見をいただくためにお集まりいただきました。それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、事業の参考とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の新潟日報で、新潟市の子どもの権利の関係で子ども条例を制定したとの記事がありました。そういったものの啓発の動きも始まっております。まだ現計画には出てきませんが、次の改訂ではそういった部分も盛り込んでいけるかと思っておりますので、併せてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（司 会）

本日は、委員の改選後初めての開催となります。今ほど部長からも説明がありましたが、9名の委員の皆様の内、5名の方が前任期から引き続き、4名の方が今期から新たにご就任をい

たきました。

それでは、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をいただければと思います。最初に潤間委員から、座席表の並び順によろしく願いいたします。

(潤間委員)

皆さん、こんにちは。新潟市立中野小屋中学校の校長を務めております、潤間みと申します。西区にあります小さな学校です。よろしく願いいたします。

(司 会)

続いて、坂井真由美委員、願いいたします。

(坂井(真)委員)

皆さん、おはようございます。今回から新たに委員となりました。私は新潟市秋葉区社会福祉協議会の事務局長を務めております、坂井真由美と申します。よろしく願いいたします。

(司 会)

高橋委員、願いいたします。

(高橋委員)

おはようございます。公募委員の高橋熊樹と申します。前日もやらせていただきましたけれども、また引き続き、よろしく願いいたします。

(司 会)

原田委員、願いいたします。

(原田委員)

弁護士の原田と申します。今回から委員として参加することになりました。分からないところはいろいろあると思いますので、どうぞご指導ご鞭撻をよろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、山際委員、願いいたします。

(山際委員)

おはようございます。私は連合新潟地域協議会の山際と申します。私どもは労働組合の団体です。私が着任したのはまだ1年に満たないということで、なにぶん素人ですが、勉強しながらお世話になりたいと思います。よろしく願いします。

(司 会) 続きまして、太田委員、願いいたします。

(太田委員)

おはようございます。太田信一といいます。解放同盟です。せっかく新潟市のほうでこういう計画を作っていただいたので、一人一人の、きちんと職員、それから市民などの人権意識が出るように推進していただきたいと、またしていくということで、また頑張らせていただきました。

と思います。よろしくお願いいたします。

(坂井(玲)委員)

坂井玲子と申します。前回に引き続き、委員を務めさせていただきます。人権擁護委員をやっております。よろしくお願いいたします。

(田巻委員)

おはようございます。新潟大学法学部で教員をしております田巻帝子と申します。人権教育・啓発推進委員会は3期目ということで、5年目の参加になります。何とぞよろしくお願いいたします。

(松尾委員)

おはようございます。人権・同和センターの事務局長をやっております、松尾と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

引き続きまして、新潟市側の出席者を紹介したいと思います。最初に、改めて部長よりお願いいたします。

(市民生活部長)

改めまして、鈴木です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

この推進委員会の事務局を務めております、広聴相談課で課長をしております渡辺と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

同じく、課長補佐の前田と申します。よろしくお願いいたします。

広聴相談課の本名と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

広聴相談課の大谷と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

本日、広聴相談課のほかに、関係する業務の担当課からも出席しております。まず、男女共同参画課からお願いいたします。

(事務局)

男女共同参画課課長補佐の土沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく、男女共同参画課課長補佐の堀と申します。よろしくお願いいたします。

市民協働課の多田と申します。よろしくお願いいたします。

同じく市民協働課の小出と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続いて、教育委員会からお願いします。

(事務局)

新潟市教育委員会学校支援課副参事の本間浩之と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく教育委員会生涯学習センターの朝妻と申します。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

それでは、ここでお手元の資料確認をお願いしたいと思います。お手元にお配りした資料としまして、本日の次第、資料1と入っております本委員会の名簿、裏面に本日の配席図が記載しております。それから資料2としまして、本委員会の開催要項、裏面が傍聴に関する要領となります。また、事前配付した資料といたしまして、新潟市人権教育・啓発推進計画の冊子、それから新潟市人権施策の実施状況を取りまとめているファイルになります。不足等はありませんか。

続きまして、事務局より連絡事項です。本市では、附属機関等に関する指針を設けております。この指針では、法律または条令に基いて設置する審議会などは、委員の皆様へ委嘱状を交付し、審議や諮問を行う機関と定めております。しかし、当委員会は、法律や条令ではなく、要綱に基づいての設置となっておりますので、委員へ委嘱状の交付はありません。また、本委員会は、新潟市の事業に対しまして専門的なお立場、あるいは公募委員としてのお立場からご意見をいただく会議となりますので、ご了承くださいませようお願ひいたします。

続いて、本委員会の公開についてです。先ほど確認いただいた資料2の裏面の開催要綱をご覧ください。要綱第7条第3項で、会議は公開することとしております。また、会議の内容は新潟市ホームページにも掲載させていただきます。会議録作成の都合上、録音させていただくこともご了承くださいませと思います。

また、裏面の傍聴に関する要領をご覧ください。先ほどの指針では、附属機関等の会議は原則として公開することとしておりますので、本委員会は傍聴に関する要領を定め、会議の傍聴を受け付けることとしております。なお、本日は傍聴希望者の方がいらっしゃいませんので、ご報告申し上げます。

これまでの説明の中で、何かご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。では、続きまして、次第3、委員長及び副委員長選出等に移ります。資料2の開催要綱をご覧ください。第6条第1項に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとしてあります。ここで委員長、副委員長について、どなたかご推薦いただきたいと思ひますけれども、ご意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

(坂井(玲)委員)

委員長として、令和4年6月までの4年間、本委員会の委員長をお務めいただきました田巻

委員から引き続き委員長をお願いしたいと思います。また、副委員長としては、これまでの2年間、小須戸小学校校長の中林委員がお務めでしたので、同じく学校関係者である新潟市立中野小屋中学校の校長を務めておられます潤間委員を提案いたします。

(司 会)

今ほど坂井玲子委員から、委員長として田巻委員、そして副委員長として潤間委員をご提案いただきましたけれども、何かご意見等はありませんか。

(「異議なし」の声)

(司 会)

今ほど、異議なしというご発言がありました。委員の皆様の同意をいただきましたので、委員長は田巻委員、そして副委員長は潤間委員をお願いしたいと思います。田巻委員は委員長席に、潤間委員は副委員長席にそれぞれお移りいただきたいと思います。

それでは、ここから先の進行は田巻委員長からお願いしたいと思います。

また、鈴木部長は、この後ほかの公務がありますので、ここで退席をさせていただきたいと思います。

(市民生活部長)

すみません、退席しますけれども、引き続きよろしくお願いいいたします。

(田巻委員長)

それでは、委員長を務めさせていただきます、田巻です。改めてよろしくお願いいいたします。

(潤間副委員長)

改めまして、副委員長を務めさせていただきます、潤間です。よろしくお願いいいたします。

(田巻委員長)

では、早速議事に入りたいと思います。

最初に、本日の資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元の新潟市人権教育・啓発推進計画について、説明させていただきます。

最初のページですが、「はじめに」となっております。本市は、新潟市自治基本条例において市民一人ひとりの人権が大切にされるまちを掲げ、総合計画においては市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまちを実現するとしています。これらを実現するために策定したのが、新潟市人権教育・啓発推進計画となります。

先ほど申し上げましたが、平成20年3月に策定したあと、1回目の改定は平成27年3月、

2回目の改定を令和2年3月に行いました。本市の人権教育・啓発に関する施策や事業はこの計画に沿って実施されております。

1ページになります。「第1章基本的な考え方」をご覧ください。1番の人権の基本的考え方ですが、人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利であること、基本的人権の尊重は日本国憲法の原則であること、人権は法令で具体的に護られていること、多様性と社会的包摂を意識することで人権が尊重される社会となることが説明されております。

次に、「2計画の位置付け」です。本計画は、国で定めた人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえて策定されました。

55ページをご覧ください。この法律の全文を紹介しております。こちらの第5条において、地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するとされております。また、国や地方公共団体は、国民に対して人権教育・啓発を実施し、人権尊重の理念を深め、人権が尊重される社会の実現に寄与することを求められています。

1ページにお戻りください。「2計画の位置付け」の2段目にあります、本市の総合計画であるにいがた未来ビジョンに基づく、人権と安全が確保され安心して暮らせるまちを実現するための分野別計画の一つでもあります。

2ページ、「3計画の目的」です。人権意識を定着させ、一人ひとりの人権が大切にされる新潟を目指すことを目的としています。人権文化とは、人権が理念として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が尊重されるよう人々が行動するありさまをいいます。

「4計画期間及び改訂」です。本計画の計画期間は、2020年4月から2025年3月までの5年間としております。

3ページは、位置付けと体系を図示したものになります。

4ページ、「第2章策定にあたって」になります。「1策定の背景」として、人権を巡る世界の動き、国内の動きを紹介しています。

5ページからは、「2新潟市の現状と課題」ということで、本市のこれまでの取組と、平成30年度に市民3,000人を対象に実施した人権に関する市民意識調査の結果を紹介しています。

12ページをご覧ください。「第3章人権教育・啓発の推進に関する基本方針」です。「1基本的あり方」ですが、こちらの(1)から(3)の中で、本市は、人権教育啓発にあたり、多様な機会を提供し、発達段階に応じた手法により、人権尊重の理念に対する理解が得られるよう努めること、自主性を尊重し押し付けにならないようにすることとしています。

13ページ、「2基本的な視点」です。5つの基本的な視点で推進することにしております。「(1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ」ですが、思いやり、やさしさの重要性を踏まえつつも、だれもが法令により権利主体として人権が保障されているという視点を

重視するものです。

「(2) 法を理解し使いこなす力(リーガル・リテラシー)を重視する」ですが、市民が自分の権利について認識し、行動していける環境づくりを重視することとしています。

「(3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける」ですが、人権侵害は社会の問題でもあるととらえ、人権侵害を他人事とせず、人権侵害された人々を支える社会を目指すこととしています。

「(4) 多様性(ダイバーシティ)の尊重と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成する」です。これは、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う意識を醸成することを掲げております。

「(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する」です。人権相談、人権救済の体制は人権が侵害された際の重要な情報であり、人権教育・啓発と深く関わっていくことを重視するものです。

16 ページになります。「第4章人権施策の方向」をご覧ください。「1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等」です。市役所職員、地域社会、学校、生涯学習、民間団体、企業など、さまざまな内容によって求められている人権教育・啓発の推進の方向を示しております。

19 ページをご覧ください。(7) では、「インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進」の方向を示しています。

20 ページになります。「2 人権救済のための相談制度の充実等」は、相談体制や救済制度の充実に努めることを示しています。

21 ページからは、「第5章分野別人権施策の推進」となります。「1 女性」から始まりまして、「2 子ども」、「3 高齢者」、「4 障がい者」、「5 同和問題」、「6 外国籍市民等」、「7 HIV感染者・ハンセン病患者等」、「8 新潟水俣病被害者」、「9 北朝鮮当局による拉致被害者」、「10 性的マイノリティー」の各分野別人権施策における現状、課題、施策の方向性を項目別に記載しております。42 ページの「11 さまざまな人権問題」には、これまでに記載のない人権侵害の課題を記載しております。

45 ページをご覧ください。「第6章総合的かつ効果的な計画推進に向けて」です。

「1 庁内推進体制の充実」ですが、市役所内で人権教育・啓発を推進する組織である新潟市人権教育・啓発庁内推進会議は、17 の分野別人権施策関係所管と関係する部長により構成されております。

「2 関係機関や民間団体等との連携・協働」ですが、法務局や人権擁護委員協議会などの関係機関と連携することで、より効果的な人権教育・啓発を進めることを示しています。

「3計画の評価」ですが、本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策や事業の進捗状況を各部署、庁内推進会議、そして本日開催しております推進委員会でご意見をいただき、改善に努めることを示しております。計画の説明は以上となります。

次に、もう1冊ファイルをお配りしております。「新潟市人権施策の実施状況」になります。こちらの分野別人権施策の実施状況ですが、人権教育・啓発推進計画の第4章、第5章、第6章の各項目を施策分野として、事業数と所属数をまとめてあります。令和3年度の事業実施数は86事業となっております。

次のページからは、各分野における個別の事業名と所管する所属名を一覧にしております。その後のページからは、個別事業ごとの調査表という構成になっております。これはそれぞれの事業を所管する所属の視点で作成しております。実施状況の説明については以上になります。

(田巻委員長)

ただいまのご説明について、何かご質問等はありませんか。

特にありませんか。それでは、まず、事前にご質問をいただいております人権施策の実施状況につきまして、意見票をご提出いただいたと思うのですが、その意見票を提出されている委員からご発言をお願いしたいと思います。まず、原田委員からお願いいたします。

(原田委員)

初めてなので、的外れな質問があるかもしれないのですが、御容赦ください。

私がお話をお伺いしたいと思ったのは、主に3点と、全体的なところが一つあります。一つ目ですが、実施計画の19ページの、中学生を対象とした人権講話会（秋葉区区民生活課）で、アンケートにおける人権講話の内容の満足度の割合を80パーセントという目標が設定されていることに対して、令和3年度のアンケート結果が、講話会に参加して何か行動しようと思いましたがという質問に対する回答なので、満足度とは少し違うのかもしれないのですが、講話会に参加して行動しようと思った割合が60パーセントということや、令和2年度、3年度の課題、生徒が興味を持てる講義ができる講師の選定が同じ、課題が例年引き続いていることからすると、開催方法や講師選定方法について、また違った視点からの検討をしたほうがいいのではないかと、意見をいただきました。

(事務局)

事務局から回答させていただきます。広聴相談課です。秋葉区区民生活課より事前にいただいている回答を説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、毎年、人権講話の内容については学校と相談して講師の選定を行っております。今年度は、インターネットによるいじめやインターネットの危険性について、講話会を行いました。普段、学校や家庭などで利用しているインターネットは生徒の関心



も高く、講話会後のアンケートでは講座満足度 94.7 パーセントで、人権問題について理解を深めました。今後も学校と連携しながら人権問題の意識改革につながる講話や事業方法について引き続き検討してまいりますということです。よろしくお願いいたします。

(原田委員)

ありがとうございます。

引き続き、39 ページになります。市民相談事業に関しまして、今後の課題のところ、弁護士相談の予約が取りにくいという状況があるとありました。私も弁護士相談で新潟市の委託で相談を受けたりすることもあったのですが、確かに、毎回満席というか、非常に満杯かなと思っていました。それで、ほかに案内できる先を把握する必要があると書かれていますけれども、現在はどのように情報収集していらっしゃるのかお伺いしたいと思います。新潟県弁護士会でも、相談内容によっては無料相談会を開催することもあるので、すでにやっているとはおもうのですが、県弁護士会とそういった細かな情報も共有できると、市民ニーズにより一層こたえることができるのではないかと思います、ご意見させていただきました。

(事務局)

広聴相談課です。市民相談事業につきましては、情報収集はどうなっているかというご質問です。各種団体から毎年度、チラシあるいは情報が送られてきていますので、これらの情報を整理収集、集約して、専門の相談員がいますので、情報を共有して、必要な情報を相談者の方に提供しております。情報はインターネット等で収集しますが、基本的には各種団体から情報提供があるということで、相談員で共有しているところです。

(原田委員)

続きまして、50 ページになります。予算的なところなので、私の不勉強だったら申し訳ないのですが、⑫の今後の課題のところ、本事業は、令和4年度が最終年度となる予定とのことですが、この補助事業を終了する具体的な理由があれば教えていただきたいと思います。というのも、その1ページ前の49ページの女性緊急一時保護等事業費補助金の課題やこのページの課題を見ますと、民間シェルターを運営している団体の財産基盤が弱いということがあるようなので、そうすると、補助金支出は継続する必要があるのかなと思ったのですが、この点、今年度で終了となる何か具体的なお都合等がありましたら教えていただければと思います。

(事務局)

男女共同参画課から回答させていただきます。本補助金は内閣府のDV被害者等セーフティ

ネット強化支援パイロット事業の10分の10の交付金を活用し、民間シェルターの先駆的な取組みに係る経費を支援するもので、国の交付金と合わせて3年間の支援としたものです。国の交付金が3年をめぐりとなっておりますので、そこに合わせて3年間の支援としたものです。

ただ、民間シェルターは専門性や柔軟性などの強みを持ち、行政の支援を補完する重要な役割を有しておりますが、委員ご指摘のとおり、運営団体の財政基盤がぜいじやくな状況です。そのため、新潟市としましては、49ページに記載のある女性緊急一時保護等事業費補助金を交付しまして、民間シェルターやステップハウスの運営経費に対し、支援をしております。

(原田委員)

私の理解が不十分で申し訳ないのですが、この50ページの補助金がなくなっても49ページの補助金があるから、十分ではないかもしれないけれども、49ページの補助金で支援を続けていくという理解で合っていますか。

(事務局)

ご意見いただいたほうの国の補助金なのですが、こちらの補助金はあくまで民間シェルターの実施する先駆的な取組みという限定的な内容になっています。シェルターを運営している経費に対する補助金ということではなく、先駆的な取組みの部分に対する補助金になりますので、NPO法人の運営に係る経費等は対象外となっています。したがって、シェルター等を運営している団体への支援として継続して、女性緊急一時保護等事業を続けていくことになっております。

(原田委員)

分かりました。

最後は質問というよりも意見なので、特段回答は要らないのかなと思うのですが、実施状況の中を見ますと、コロナのため中止や規模縮小などの事業があるので、今後も新型コロナウイルス感染症がどうなっていくのかはだれにも分からないところではあるのですが、コロナ禍に左右されない開催方法、実施方法をあらかじめ検討できるといいのかなと、感想めいたものですが、思いました。

(事務局)

おっしゃるとおりかと思えます。その辺も踏まえながら、事業については検討していきたいと思えます。

(田巻委員長)

進行に関してなのですが、ご意見をいただいている方から先にお話を聞いて、その後意見提出のなかった方にもお聞きしようと思っていたのですが、山際委員が途中で退席されるということなので、ここで順序を入れ替えまして、山際委員からご意見をいただければ

ばと思います。

(山際委員)

今回の会につきましては、先ほど自己紹介したとおり、少し勉強不足のところがありまして、今後、皆さんの意見を聞きながらお力になればと思っております。

私ども労働団体の中でそういった部分で常に向き合っている部分では、先ほどの推進計画の分野別人権施策の推進という意味では、男女共同参画の推進といったところで1の女性ですとか子ども、高齢者の部分もかかわってくるのですが、その中で、6の外国籍市民等という部分が当てはまるのかなど。外国人労働者といったところの人権相談が傾向としては最近多く、相談が増えているような状況です。特に、劣悪な職場の環境だとか差別のような相談を受けているところがあるという状況です。

(田巻委員長)

重要なお指摘かと思っておりますので、これは皆さんで共有していきたいと思っております。

(事務局)

今ほどのご発言について、新潟市でも経済部で関係するような部署がありますので、いただいたご意見はそちらにも共有させていただきたいと思っております。また、新潟市の国際交流協会でも、外国籍市民等の相談にも当たっておりますし、広聴相談課でも、そのようなご相談があった場合、適切な相談の場所につなぐように努めていきたいと思っております。

(田巻委員長)

外国人労働者の問題とか外国籍市民の方というときに、例えば、労働者の方がご家族を帯同されているということもあれば、そうしたことも含めて、国際交流協会等にお話をつなげていくといいのではないかと思います。今、職場でのいろいろな相談ごとを連合にお寄せいただいているという話でしたけれども、人権と言うことであれば、もう少し広くとらえてもいいのではないかと個人的には思いました。

では、また進行を戻させていただきます、事前にご意見を頂戴しておりました、坂井玲子委員からお願いいたします。

(坂井(玲)委員)

よろしくお願いたします。私は施策分野ということで、意見といいますかお願いを出しました。施策分野3番の学校における人権教育の推進ということで、そこを見ていきますと、イラスト展から環境問題、同和問題といろいろあるのですけれども、その中で、拉致問題についてが入っていないのです。拉致問題は別に分野の17番で、81ページには市民対象に啓発活動をいろいろやっているとはなっているのですけれども、横田めぐみさんの事件など、新潟で起こったにもかかわらず、事件から長い年月がたったために若年層での認知がとても少なくなっ

ているのです。子どもが啓発活動をいたしますと、「何？」みたいな感じで、最近は特にテレビ、新聞等で報道もよくされていますので分かる子どももいるのですけれども、そういう関心を持つのが、今の子どもたちは女性問題だとか障がい者だとか性的マイノリティーということに関しては割と身近なのか、子どもたちの関心はあるのですけれども、拉致に関しては関心が低いと。

そこで、学校における人権教育の中で、例えば、「めぐみ」というドキュメンタリーアニメもあるのです。例えば、中学生くらいの方に見てもらったりということで、教育委員会と連携して拉致問題を人権問題として正しく理解を深めるために、小中高でもテーマとして取り上げていただきたいと思います。今年度、来月でしょうか、豊栄高校で蓮池薫さんの講演があったりするのでありますが、それは一部の高校ですよね。豊栄高校の生徒しか聞かないわけだし、新潟市内のいろいろな小中学校でも、少しでも関心を持っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

今ほどの坂井(玲)委員のご質問に対して回答させていただきます。学校支援課の本間です。

拉致問題を含めた人権教育につきましては、道徳をはじめ教育活動全体を通して各学校で実施しております。その中でも、拉致問題の学習については、問題を風化させないという強い思いを持って、すべての小学校、中学校が年間指導計画に位置づけて、人権侵害を許さない、差別をなくしていくという思いを醸成するように指導を行っております。

また、今ほど委員からも話題に上がりましたが、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の視聴を中心に、学年の発達段階に応じた指導を推進しています。さらに、必ず取り戻すというメッセージのもと、横田めぐみさんの姿が映っている拉致問題啓発ポスターですけれども、そちらもすべての小中学校に掲示をお願いしています。しかしながら、今ほど坂井(玲)委員からのご指摘のとおり、現在、拉致問題については、特に若い世代で風化が問題になっております。それについても、我々は認識しております。今後もそれに対応しまして、問題を風化させない、人権侵害を許さないという強い思いを持って、生徒の指導に取り組んでまいりたいと思います。

(太田委員)

部落解放同盟です。今後も引き続き、人権保育が重要であり、坂井(玲)委員がおっしゃったように、子どものときから人権について学んでいく必要があるということで、新潟市でもいくつか子どものときから人権についての取組みを進めていますが、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、学校における人権教育の推進について、教職員の部落を中心にするアンケートをや

らせていただきました。私が非常に気にしているのは、教育委員会の中でも取り組むと言っておられるわけですが、教職員のアンケートで、約 25 パーセントの方がいじめについて、これは非常に問題になっていますが、いじめられるほうも悪いと。前年のパーセントより少し下がっていますが、非常に私は深刻な状態、状況だと考えています。そういう点について、教育委員会ではそういう取組みを進めると、分析を進めるということはありますので、私たち解放同盟からすれば、かかる同和教育ということを含めて取組みを展開しているところですが、ぜひ、子どもは先生がいじめについてそういう意識をお持ちになっているということは、いじめをなくしていくという観点からすると、非常に危惧するところです。子ども一人一人を大事にしていく、個性を大事にしていくということからすると、そういう点では取組みは今後いかに進めて行かれるのかということで、ご意見をお聞きしたいと思います。実態がそうだから、それに合わせたいろいろな取組みを、ぜひ、先進県に学んだりしながら取組みを行っていただきたいということです。

それから、部落差別についていろいろな取組みを進めていただきました。今のようなコロナ禍の中で私たちは感謝するところもありますし、松尾委員も来られていました人権・同和センターの研修会にいろいろ参加していただいて、ありがとうございます。今後引き続き、ぜひ、そういう研修の機会をもつていただきたいと。ただ、この場でもう少し議論すべきなのでしょうが、例えば、当同盟が、戸籍の不正取得について、窓口職員研修会の講師を行ったのですが、これは私らの立場からすれば、全市民、全職員にかかわる人権の問題だととらえており、本人通知制度の周知に向けて、新潟市ものぼり旗をきちんと作って取り組んでいることは承知しております。本人通知制度について取組みを進めているわけですが、具体的な効果という点について、取組みを一層進めていただきたいと思います。

私たちが事業について評価をしていくということなのですが、逆に計画、実行、反省、PDCAサイクルの中で、全体を見て言わせていただくと、参加された、あるいは実施されている人は、そういうことの反省、それから計画をどのように持っていくのかということで、委員会もその中の一部に入ると思うのですが、新潟市としてご意見をきちんと主体的にどうとらえているのかという点について、ずっと見ていくと、非常によかったということで終わっているのですが、もっと屈託のない意見を私としては、逆にこういう点は来年やるよとかということがあればなおさらよかったなと思います。

(田巻委員長)

事務局、いかがでしょうか。学校教育における同和問題のことと部落問題自体についての、このとおり不正取得に関してなどの取組みがなされているけれども、具体的な効果はということでご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

太田委員、ご質問、ありがとうございました。私から教職員意識調査の結果を受けたその後の取組みについてご報告、回答させていただきます。

2020年2月に教職員に係る人権教育、同和教育の意識調査を行いました。今ほど太田委員からもご指摘のとおり、いじめにかかわる問題、そして部落問題にかかわる認識につきまして、教職員の意識が低いというのは、確かにそれは深刻な受け止めを教育委員会もしております。それを受けて、新潟大学の相庭教授を座長に据えて、太田委員にもご臨席いただきましたが、教職員意識調査の分析を行っております。

その際に、今現在、先生方も頑張っておりますけれども、今後の対応の柱として、一つ目が、いわゆる人権3法に基づく理解の浸透、そして二つ目が、我々教職員の意識の改革、三つ目が人権教育、同和教育にかかわる授業力の向上ということで、これまで各種研修内容の改善を図ってまいりました。確かにまだ進捗については道半ばではありますけれども、今後、さらに、今の柱をもとに研修会の充実や各関係団体の研修会への先生方の積極的な参加を図りながら進めてまいりたいと思います。

しかしながら、今現在、若い先生方がいまして、授業に少し自信がないのだという声も聞こえていますので、そういった先生方をしっかり支える教育委員会でありたいと思っております。

(事務局)

続いて、太田委員からの戸籍の不正取得の関係ですけれども、昨年度くらいに行政書士による全国的な戸籍の不正取得があったことに関連したご意見だと思います。新潟市でも部落解放同盟の方から講師をお務めいただいたりして、区役所の戸籍を取り扱う区民生活課の窓口職員を対象とした研修を毎年実施しているところです。その中で、こういった不正取得の事例とかそういったことも講師の方から職員に対して周知を図っております。

あと、本人通知制度の話も太田委員からありましたけれども、これは住民票の写しとか戸籍謄本を第三者の方が不正に取得した場合に、事前にあらかじめ登録する必要はありますけれども、それを通知する制度です。区役所でもそういった制度の周知を図るためにのぼり旗を作ったりといった取組みのほか、今年度から、「部落差別解消推進法」という法律が2016年に施行されましたが、市民への周知の取組みをより効果的に行うため、市民向けの啓発チラシを作りまして、太田委員からもチラシ作成にいろいろご協力いただきましたが、その中で「本人通知制度」を紹介しており、広く市民に理解していただくために、取組みを始めたところです。また引き続き太田委員からご協力いただければと思います。

(田巻委員長)

それでは、続きまして、また事前にご意見いただいております高橋委員からお願いいたしま

す。

(高橋委員)

私からは3点ほどありますが、少し私の勘違い等もあると思いますので、訂正しながらお答えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、2ページなのですが、人権教育・啓発推進計画冊子作成・配布ですけれども、もともとこの課題が、この計画については、新潟市の職員はもとより、市民に対して広める必要があるということになっています。令和3年度の結果を見ますと、特に10番、11番で、工夫した点、成果や実施結果について、市役所職員の内容、実情が載っているのですけれども、一番肝となる市民への、特に市民を意識した取組みを踏まえてだと思っただけなのですが、市民の記載がここになくて、単に落としたのかと思ったのですけれども、この辺はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、本冊概要版の配布ですが、見るとおり、本冊というのは非常に文字と表だけで一般市民にとっては少し重いかなという感じです。逆に、パンフレットといいますか、これはイラストが入って見開きの一枚物ということで、私が見ても非常に分かりやすいと思います。ですから、逆に配布基準というのは少し悩ましいところがあると思うのです。ただ、令和2年度と3年度の使用数が極端に差があるものですから、この辺の実情をお聞かせいただきたいと思って、今回、この意見を挙げさせていただきました。

(事務局)

冊子の作成・配布についてです。10、11からは職員についての記載のみということで、市民向けの記載がないということでした。こちらについては、記述の不足ということになります。市民向けイベントでも使用していますので、修正させていただきます。

(事務局)

今ほどの不足の部分でご説明させていただきます。広聴相談課の事業といたしまして、市民向けの啓発事業で人権イラスト展を毎年開催しております。新潟市内の小学4年生から人権をテーマにしたイラストを描いていただきまして、応募数が年々増えてきて5,000点くらいの応募があるのですけれども、その中の優秀作品を人権イラスト展で展示して、市民への人権意識の向上を図っております。イラスト展の中で、計画の概要版も市民にご覧いただけるような形で進めております。また、例年2月くらいに中央図書館のエントランスで「ミニ人権展」というものを開催しております。それはイラスト展とは別に、さまざまな人権問題について、パネル等を中心とした展示になっておりますけれども、その中でも同様に、市民の方に計画についてより知っていただくために概要版を配置しております。そのような記載が抜けておりましたので、次年度以降、しっかり記載させていただきたいと思います。

(高橋委員)

本冊の配布はどういった意識をお持ちになっているのかと思っていたのですが、配布は、正直言って市民の方はこんなに読みませんよ。50 ページあるので、なかなか厳しいかなと思います。逆に、この一枚物のほうが非常に分かりやすいので、どんどんイベント等で配ったほうがいいのではないかと考えています。

(事務局)

これだけのボリュームのものを市民の方が手に取って読むというのは、確かに、なかなか大変だと思いますので、やはり、概要版を中心に、展示会とかそういったときにご覧いただいて、計画の冊子は、ホームページにもPDFデータを掲載しておりますので、ホームページへ案内できるような記載方法も考えていければと思っています。

(高橋委員)

次に、2点目は33 ページになります。市民活動支援センターの管理運営ですが、予算額を見ますと2,800 万円、予算も決算もそうだと思うのですけれども、かなり大きな事業かなと思っています。新潟市内には営利を目的にしない団体がかなり数多くあって、その中でも人権に関するNGOとかNPO等が活動しているのですけれども、実際、この登録団体数がどれだけあって、その中で、直接的でも間接的でもけっこうなのですが、人権にかかわる団体がどれくらいあるのかなと思っていました。

その理由は、予算はもともとセンターの管理運営費だと思うのですけれども、これは登録団体全体の予算額だと思うのです。もっとはっきり言いますと、人権に関係する、しないにかかわらず、登録団体すべての予算かなと私は考えていたのですけれども、そうであれば、本計画の中では民間団体における人権教育、それから啓発の支援ということで、人権の部分特定しているものですから、純粹に人権団体がどれくらいあって人権にかかわる費用はどれくらいなのかと。ほかの事業は単独で費用は出ているのですけれども、ここが一緒くたになっている部分があったものですから、その辺の実情はどうなのかということ、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

市民協働課の多田と申します。私から回答いたします。

まず、登録団体数なのですけれども、先月の9月末現在なのですが、全体で243 団体あります。その243 団体の中で、直接的とか間接的とか、何らかの形で人権にかかわる活動をされている団体は12 団体です。

今おっしゃった予算規模の話なのですけれども、今、こちらに令和3年度決算で2,895 万2,000 円とあります。金額は確かに大きいのですが、西堀6番館ビル3階の施設を借り上げて



いて、中心街にありまして非常に賃料が高いため、そこが年間で大体1,400万円近くかかっています。約半分が施設の借り上げ代で、残りの1,400万円くらいが、このセンターを運営委託している運営協議会というものがあまして、そこへの委託料が大体1,300万円という内訳になります。その1,300万円も、また大半が、このセンターの管理運営を大体6人の方でローテーションを組んで運営していますので、その人たちの人件費が1,000万円強あります。そのような内訳になります。

(高橋委員)

人権にかかわって活動している団体にはそんなにないということですか。

(事務局)

ないわけではないのですけれども。

(高橋委員)

ないわけではないけれども、そうですね。施設の運営費がかなりかかっているという話なのでですね。そういうことであれば分かりました。ありがとうございました。

3点目は46ページになります。仕事と生活の調査の推進ということで、事業の細かい取組内容が書いてあるのですが、まず、11番目の令和3年度の成果や実施結果を見ますと、男性の育児休業取得促進事業奨励金が大幅に増えた。これは支給件数が増えたからということだと思いますのですけれども、併せて、指標である取得率の目標達成、目標は30パーセントですので、多分、それ以上なのかなと思うのですが、これは全国的に見ても倍ですよ。倍の取得率なので、新潟市はかなり浸透しているのかなと思っているのですが、この原因が、私は考えてみたのですが、一定程度浸透している理由は、奨励金制度です。少し見ますと、育休取得者が1か月未満と1か月以上、それから事業主ということで、昨年まではこういう形でやっていた、取得期間に選択肢があった。1か月未満と1か月以上。それと、事業主と本人が支給対象となっているということで、双方でも非常に利用しやすかったのかなと思っています。その表れとしまして、ここに書いてありますが、⑧、67人が1か月以上、残った31人、4割弱なのですけれども、こういう制度があつてこれだけ使っているのかなと思っています。

このような中で、ここに書いてありますが、奨励金の制度が改正された、それで、1か月未満のものが外されたということで、かつ、事業主もなくなって、1か月以上の取得者のみが支給対象になっています。それに加えて、今回、育児介護休業法の改正によって、もっと弾力的に取得が可能になるものですから、1か月以上の取得者はこれから相当増えるのかなと思っています。これらの改正によって、これまでの取得率がどう変わるか分からないのですけれども、増えるという予想の中にあつて予算額が令和3年度の半分以下となっています。こればかりに全員が取ってもかなり厳しい額だと思うのです。この予算額にあつて、これまでの奨励

金の対象だった雇用事業主とか育休予定者への影響はどうか。それから、育休取得対象者全員の取得率がどう変わってくるのかということで、この制度の趣旨とか達成率とか、今回の制度の見直しによってどう変わってくるのかということは少し気になっていたものですから、意見として上げさせていただきます。

(事務局)

ただいまのご意見について、男女共同参画課からお答えします。令和3年度予算額は、当初930万円でスタートいたしました。そのときの主な内訳としましては、男性育児休業取得に関する奨励金のほか、夫婦向けのオンラインワークショップの開催に関する委託料や、働きたい女性を対象とした交流会、再就職支援セミナーなど、主催講座に係る事業の費用が含まれておりました。

それに対しまして、令和3年度の決算額が多くなった理由として、46ページの記載が不十分で大変申し訳なかったのですが、⑧の令和3年度に実施した事業の取組みとして主なものを書かせていただいたのですが、このほかに、新型コロナウイルス感染症の影響などにより困難を抱える女性をサポートする相談支援を主とした「女性つながりサポート事業」というものが年度途中で補正予算としてつきまして、結果としまして、令和3年度の決算額が、奨励金の補正を組んだところもあるのですが、かなり増加しております。

令和4年度につきましては、今申しあげました「女性つながりサポート事業」も年度当初から予算措置を行いまして、1,773万円ということでスタートしております。ただ、委員おっしゃいますように、今、育児休業の取得が徐々に伸びているということもありますので、今後の新規件数の増加等によっては、予算が足りなくなることも予想されますので、補正予算で対応することも検討していきたいと考えております。

(高橋委員)

1か月以上の育休取得者等からいえば、すべてに対応するという事ですね。

(事務局)

この奨励金は、中小企業の方がなかなか育児休業を取りづらいということがありますので、常時雇用従業者数300人以下の企業の方を対象に支給している制度になっております。

(高橋委員)

併せてもう1点ですが、今回、労働者106人が育休を取ったところなのですが、30パーセントは達成したということで、少し状況は分からないですが、事実上の対象企業はどのくらいあったのですか。

(事務局)

市内の中小企業ということで言えばかなりの数だと思うのですが、すみません、今、

持ち合わせがありません。

(高橋委員)

30パーセントの基の全体の数値が分からないということですか。

(事務局)

そうです。

(高橋委員)

分かりました。

(田巻委員長)

坂井玲子委員のご意見の2番目がありましたので、続きをお願いいたします。

(坂井(玲)委員)

もう一つは意見ということで質問ではないのですが、こちらは施策分野ということで7番、インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進ということで、今、GIGAスクール構想で小中学校みんなタブレットを持っているのですが、それはとても素晴らしいのです。私ども人権啓発の人権教室などがありまして、コロナ禍で学校のみんなが集まってお話をすることができなかつたのですけれども、校長室の脇の会議室でお話をすると、それを各クラスのタブレットに自分たちで見てくれるという取組みがあったりして、とてもそのようにうまく活用されているのだなど。あとは、子どもたちもタブレットを持って外に出て花とか何かの写真を撮ったりして持ち帰って勉強しているというところにも出くわしたことがありますので、とてもいいことだと思います。

やはり、インターネットという、今の世の中、どこかに出るほどタブレットは多分、ガードがされているのだと思いますけれども、実際に相談電話とかSOSミニレターを見てみますと、どうしても友だちが、自分が先ほど言ったお花の写真を撮っているのはいいのだけれども、私に変顔をしているようなものまで勝手に写真を撮って、それは全世界には行かないのだけれども、身内のクラスの隣のクラスの子どもに、ほら、あの子の写真だぞとか言って何かしているようなことをされたという、相談電話といいますか、SOSミニレターでそういったことが出てきています。トラブルというか、インターネットとか、自分を守ったり他人を傷つけたりしないような利用が必要だということは、学校の先生方は一生懸命やってくださっていると思うのですが、今度、それが自分たちの中だけで収まっていれば大ごとには発展しないのだけれども、これがインターネットに載って世界中に配信されてしまうようなところまで行ってしまうともう手がつけられないので、そうならないように正しい知識とかそういったものを早急に教育委員会と連携して学校で、先生方は大変だろうとは思いますが、子どもたちに、そういうものを取り組んでいってほしいと思っております。これは意見ですので、

答えは要りません。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

坂井(玲)委員、今ほどのご発言ありがとうございます。おっしゃるとおりだと受け止めております。それについて、少し回答させていただきます。よろしくお願ひします。

新潟市では、GIGAスクール構想の推進によって一人1台端末ということで、すべての子どもたちに端末を貸与しております。その中で、次の新潟市GIGA宣言というものを子どもたちとの約束事として設けています。一つ目が、学びを深め、学校生活を豊かにするために活用。二つ目が、人が嫌がることや人を傷つけることはしません。この二つです。使用についてのトラブルが発生した際には、新潟市GIGA宣言に立ち返って、学校の先生方に繰り返し指導をするように通知をし、学習におけるタブレット端末の利活用については一層の推進をお願いしているところです。しかしながら、今ほども坂井委員からご指摘のあったとおり、SNSやインターネットのトラブルは今もなお発生し続けています。その対策として、情報モラル教育については、児童生徒だけではなくて、保護者への啓発も含めて取り組んでいる学校も多くあります。

今後の対応ということなのですが、情報モラル教育を含んだデジタルシッ教育の一環として、子どもたちへ直接指導を担当する教職員向けのオンデマンド教材や、小学生の保護者、そして中学生の保護者向けの啓発動画を現在作成して、今後、配信する予定です。メディアバランスやネットいじめ、ヘイトスピーチなどにかかわる内容について、教職員向けとしては授業で活用できる模擬授業のコンテンツを。そして、保護者向けには、デジタル教育の理念や家庭で取り組む情報モラル教育等の啓発動画を作成し、配信していきたいと考えております。

(田巻委員長)

それでは、潤間副委員長からお願ひします。

(潤間副委員長)

私も質問ではなくて、お願ひを3点出しましたが、大体同じような内容ですので、まとめて話をさせていただきます。

学校教育においては、まずは児童生徒への人権教育、同和教育。それから、もちろん、教職員に対する研修。そして、保護者への啓発という3点が大事だと思っております。やはり、今までも話が出ていますように、まずは知らないということが一番の問題であって、知らないと意識も高められないのです。知るためには、やはり情報が必要であります。

私は今年度初めてこの委員に任命していただきまして、この冊子を見せていただきました。全体的に見て、これだけの素晴らしい講師の方や団体の方がいらっやって、研修や啓発をこれだけやっているのだと。こんなに素晴らしい中身がたくさんあったのだなということ。これ

は使えるなど思って、とても勉強させていただきました。学校現場においては、主に学校支援課の指導で、例えば、拉致問題に関しては「めぐみ」のDVDを必ず見るようになっておりますし、「生きる」を使った人権教育、同和教育を必ずやることになっております。道徳の時間や総合的な学習の時間でも、最近、本当にさまざまな人権問題について取組みを進めているところですが、教職員が知らないとできないのです。そんなにたくさんのいい研修があったのだなと思っています。

それをやはり知らせていただきたいというのがまず一つで、やってからではなくて、やる前にこういうものがあるのだということを情報提供、発信していただければと思いますし、保護者にもそういう啓発をしていきたいと思っています。特に、研修に来ていただける講師の方については、よく、県同協の方や人権擁護委員の方に来ていただいて、子どもや職員に話をしていただいたりするのですけれども、そういう人材を、ぜひ、一覧になったものがあつたりすると嬉しいなと思っています。

それから、人権問題に関して、特に今、中学校現場では最近、新聞でもよく出ているヤングケアラーの問題がとても気になっています。大家族で、下の赤ちゃんが生まれて、その世話を受験生である自分がしなくてはいけない、勉強ができないと言って泣いている子どもとか、中学生なのだけれども手荒れがひどくて、どうもこれは主婦湿しんでであると養護教諭から言われて、よく聞くと、やはり家事全部をその子どもがやっている。それから、不登校の弟、妹の面倒を見させられる。そのために中学生の子どもが学校を休んだりするという事例が実際にあります。

この問題は新しく出てきたことで、まだなかなか教職員にも意識が及んでいませんし、私も関係部署などと連携して支援をしているのですけれども、民生委員の方々もそういうことがあるということあまり知らない方がいらっしゃるようで、本当にあるのですということ伝えていくのですが、現にこういうことの相談窓口も広く確実に広報していただきたいと思っています。

例えば、56ページにあります、横越地区公民館での取組み事例などは非常にヤングケアラーの先進的なことだと思っておりますので、ぜひ、広くご紹介いただければありがたいと思います。

(事務局)

学校支援課です。今ほどの潤間副委員長のご質問について、回答させていただきます。私からは、研修の通知に係る点とヤングケアラーの点について。講師人材の紹介については生涯学習センターから回答させていただきます。

人権教育とか同和教育の教職員の社会研修については学校支援課が担当しております、今

年度も計画的に先生方に周知しているところです。ただ、片や関係団体に係る研修については、我々としても学校の先生方にも広く周知できるように、関係団体と連携を密に図りながら、市立学校に早めに情報提供できるように、今後、努めてまいりたいともいます。

それから、ヤングケアラーの問題についてなのですけれども、こちらについては各区の健康福祉課が窓口として対応しております。学校にもすでに配布されていると思いますが、こども政策課が作成している、組織で対応する分野等も明記されているところです。ただ、今後、潤間副委員長がご指摘のとおり、ヤングケアラーの問題は増加する心配があることから、関係課と連携を密にしながら、相談窓口の周知を含めた全体的な支援のあり方についても検討してまいりたいと思います。

(事務局)

生涯学習センターです。講師人材の紹介について、生涯学習センターでは、研修、講演、講師紹介ガイドブックを発行し、市内の学校にも配布しております。ガイドブックでは、人権分野の講師も紹介しておりますが、掲載以外の方の紹介を希望される場合には、生涯学習センターに問い合わせいただければと思います。よろしくお願いたします。

(田巻委員長)

では、私からですけれども、個別の実施について、特にご意見等を申し上げたわけではないのですけれども、今回、このような私どもの人権施策の実施状況の確認作業というのは、昨年度に引き続き、今回2回目で、昨年度はさらに一昨年度の事業に関してだったのですけれども、先ほど原田委員からご指摘がありましたように、コロナ禍でなかなか困難だという状況は、実は、最初に私たちが昨年度の事業について資料をいただいたときはそればかりでした。コロナ禍元年だったということもありまして、それに比べたらずっと実施する方向に進んでいるというように状況が改善されていると思っております。

それで、私が意見申し上げたのは、この実施報告のための書式とか項目についてなのですけれども、最初にいただいたもの、そして今回改正されたもので、昨年度に意見を申し上げたところが⑦の事業目的、事業の性質というところで、結局、この事業の概要は何かというところに主たる対象はだれなのか、この事業の対象がだれなのかということを確認にしたほうがいいのではないかと意見を申し上げたら、今回、事業の対象ということで項目を設けていただきましたので、さらに見やすくなったのではないかとということをお話し申し上げました。

それから、いまひとつの意見としましては、やはりスタイルの問題なのですけれども、今回ですと、12番の今後の課題と13番、令和4年度の事業予定、そして(目標設定)となっているのですが、これは事業によっては非常に似通った同じような内容を二度書いていたり、あるいは、かなり細かく分けていたりというようにばらつきがあるのですけれども、もしであれば、

いずれも次年度以降に向けた対応ということでは同じなので、少し整理されたほうがいいのではないかと。つまり、今後の課題と翌年度の事業予定、目標設定についてももう少しまとめてはいかかかと。それで、今年度においても、事業においてその書きぶりに差があることが気になったので、例えば、13の目標設定は12と同義になるので、今後の課題としてそろえて、13は12を実現するための翌年度の事業予定の具体的な取組内容などを書かせてはどうかということ意見を意見として申し上げました。

それで、実際に課題とか取組みに関しては抽象的なものがけっこう多かったと思いますので、具体的な対応策というものを示していただいたほうが前に進んでいくのではないかとということで、そのような趣旨の意見をしました。

それから、最後に、この実施状況報告書をどのように公開するかによると思うのですが、巻末に用語の説明、人権教育・啓発推進計画の冊子等にもありますけれども、せっかく主な用語の解説として丁寧に掲載されているものが、こうした報告書を見たときに皆さん最後まで行かないで埋もれてしまうのではないかとことを危惧（きぐ）して、この各用語の解説を参考にするということを考えるのであれば、これを掲載する箇所を最初に持ってくるとか、検討されてはいかかかと思えます。あるいは、表記方法にも少し工夫をしたほうがいいのではないかとことを申し上げました。

事務局から何かありませんか。

(事務局)

この様式で決まりというわけではなく、新潟市の取組みをペーパーで皆さんから見ていただいてご意見をいただくということで作っているものですので、なお皆様からご意見をいただいた様式の改善についてはこれからもできますので、いただいたご意見を踏まえながら次回、整理をさせていただきたいと思えます。

公開の方法についても、用語集の辺りでしょうか、少し前のほうにということがありましたので、例えば、公開の仕方、データとしては、この本冊を丸ごと本編ということでPDFなりで公開する方法と、あと、章立てで公開していく方法もありますので、例えば、用語集だけ前に持ってくることは可能だと思いますので、そこは柔軟に対応できればと思っております。

(田巻委員長)

それでは、松尾委員、お願いいたします。

(松尾委員)

私も要望を2点お願いします。

先ほど坂井（玲）委員が、新潟市には新潟市の課題があるだろうという中で、拉致問題の話がされました。私も人権同和センター、その他の団体で、夏の人権キャラバンというものをや

っておりまして、人権施策について提言させていただいたり、情報を伺ったりしています。特に、新潟市との関係で思っておりますのは、教育委員会です。かつて、新潟市が今の大きな新潟市になる前には、15の教育委員会があったわけです。それぞれの区には必ず教育委員会があったわけなのですが、今はそれがありません。区に教育課題についてお話に言っても、いや、すみません、教育委員会はうちの区にはないのという言われ方をされます。新潟市には新潟市の課題があるのであれば、合併する前の市町村にあった教育委員会はそれぞれいろいろな課題もお持ちだったので、それから、地域の教材化できる人権課題についてもあるのだと思うのです。ところが、それについては、先ほど言いましたが、お話を聞きに伺っても、ちょっとここではというお話になってしまいます。合併していろいろなことができるようになったのがあると思うのですが、一つ一つのかつての行政区でのきめ細かい地域を学ぶというようなことを、地域の歴史を掘り起こして、そこには当然、部落差別も出てくるでしょうし、さまざまなことがあると思うのです。その掘り起こしをぜひ、いろいろな、どこがするのかはあれですが、先ほど市同教という話や県同教という話もありましたけれども、いろいろな組織、あるいはどこか担当できそうなところでぜひやっていただきたいという思いがあります。

もう一つは、これは情報公開の話なのですが、おそらく、広聴相談課に、郷土史家の方が、新潟真景の絡みの古文書が見たい、とのことで行かれたと思うのですが、人権同和センターにも相談に来られまして、新潟真景が見たいのではなくて、それについている本体の記事が見たいのだけれども、冊子ごと全部見られないようにされていると。それで研究ができない、何とかならないでしょうかというご相談でした。計画の31ページの真ん中辺に、新潟真景とは書いていないですけれども、古地図と書いてありますが、その経緯が書いてあります。

これは30年くらい前の話なのですが、当時は広聴相談課ではなくて市民相談室でした。市民相談室の方がかなり勉強されて、ここには書いていないですけれども、その後、別の団体がこの古地図を使用しようとしたときに発見されたのは、これはだめですよということで発見されたのは、新潟市市民相談室の方でした。そういう歴史があるのです。ところが、今、広聴相談課でこれが見たいのだがと言われると、それはだめですよということで、どうしてだめなのですかということの説明もしていただけなかったということでした。

たしか、私も古いところを見てみましたが、非公開ということは当面のことだったので、差別を拡散しないように配慮しながら、歴史的なものについてはやはり公開していくべきだと思いますし、そういう情報の扱い方について、どこかでご議論いただけるとありがたいと思います。地域の教材の掘り起こしと、今の新潟真景絡みですが、情報公開について、このようなことがありましたという紹介で、課題として考えていただけるとありがたい



いと思います。

(事務局)

古文書のことについて広聴相談課から回答します。昔の新潟島を描いた古地図の関係のことだと思いますけれども、それには差別的な表記が少しあるということで、それを公開してほしいという情報公開請求ということであれば、おそらく広聴相談課ではなくて、歴史文化課や図書館など関係する資料を所蔵している所属での話かと思われまます。

歴史資料を公開するかどうか。という取扱の方針を新潟市全体で定めているなかで、公開が難しいという判断になったものと思われまます。おそらく、このことに関する相手の方への説明が十分ではないところがあったものと思われまますので、そのような歴史資料に関する市民の方からの情報公開の請求があったら、公開するしないのルールについては、丁寧に説明していく必要があると感じていまます。教育委員会など関係する所属とも、頂いた意見を共有していきたいと思います。

(田巻委員長)

松尾委員、今の点について、それでよろしいですか。

(松尾委員)

はい。

(田巻委員長)

1番目のほう、合併前の行政区でそれぞれ持っていた課題が異なるところが、新潟市という大きなくくりになったことで、各地域においての課題を掘り起こしていくとか、そこのニーズを知るということについてのお話だったと思うのですけれども。

(事務局)

生涯学習センターです。新潟市の各区の公民館では、人権に関する講座などを開催していまます。例えば、令和3年度ですけれども、岩室地区公民館では、地域人権講座ということで開催しているような状況です。

(松尾委員)

やはり、学校教育の中での位置づけが必要だと思いまますので、教育委員会もぜひお考えいただきたいと思いまます。

(事務局)

それについては、一旦預からせてください。

(田巻委員長)

最後に、坂井真由美委員からお願いしたいと思いまます。

(坂井(真)委員)

今日は初めての参加だったので、この資料を見るので手いっぱい、意見まで出せずに申し訳ありませんでした。ただ、見せてもらって、今まで自分の中では福祉系で仕事をしていて、あまり人権というところに目をやっていたのだからということも改めて感じさせられました。あと、こんなにたくさん行政でも事業を進めているのだということを見せていただいている中に、やはり、私たちも福祉はやっているのだから、それこそ認知症の問題だったり障がい者の問題、あと、子どもたちの福祉の体験だったり、いろいろなものを仕事の中で関連づけていくと、何か人権とつながっていくところはとてもたくさんあるのだなと思ったところです。

やはり、こう見ると、縦割りでやっているところもあり、私たちもそうなのですから、縦割りでやってしまうところがあるものですから、そういうものが横につながるようなことができて、福祉も福祉でいろいろなことは考えているのだけれども、その中に人権を含めた中で一緒に進めていけるようなものがないのかと、少し見せていただいて感じたところです。

すみません、今回は意見ではなく、少し感じたことを話させていただいて、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

(田巻委員長)

貴重なご意見だと思います。

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

人権の課題は多岐にわたっておりまして、関係する事業数が約 80 事業という中で、これに関係する所属もかなりの数になっております。それぞれの課題に対応するには、当然、専門的な部分もありますので、各部課のほうで取り組んでいるのですけれども、一方で市役所内での情報共有が必要になってきます。この計画の 45 ページに庁内推進体制の充実という記載があります。1 番のところですね。全庁的に庁内推進会議というものを年 1 回開いておりますので、その中で、各所属が行っている取組みの共有を図っていきたいと思います。私どもの部長のほうから、子ども条例に関する話も出ましたけれども、そういった周知も、子ども関係の部署だけでは限界があると思いますので、こういった機会も活用していければと思っております。

(田巻委員長)

坂井真由美委員、よろしいでしょうか。

今、ご指摘いただいた件は、私たちも何度か確認して、これも見て、同じようなことをばらばらのところでやっているのをもう少しまとめたほうが効率的なのかなという感想を持ったこともありますので、貴重なご指摘だと思います。ありがとうございます。

それでは太田委員、どうぞ。

(太田委員)

これだけいろいろな事業をやられているのですけれども、今、いろいろなところで問題になっていますけれども、研修あるいは受講の対象者。私は今日、新潟市の職員専門にお聞きしたいのですけれども、正規、非正規という言い方は妥当かどうかあれですけれども、そういうことを含めて、人権の研修を含めて、やはり、新潟市の職員が元気になっていただかないと、新潟市全体が元気にならないと。それにはいろいろな問題があるのでしょうかけれども、研修あるいは講演会の対象を、そこに勤められている職員全体に広げておられるのか、それとも、いわゆる正規と言われる職員だけに絞っておられるのか。新潟市人権教育・啓発推進計画では、一人一人の人権が大切にされるということでもありますから、新潟市の職員全体にどう人権の大切さを広げていかれるのかという点についてお聞きしたいと思うのです。せっかくの人権教育・啓発推進委員会でありますので、ぜひ、全員に広げていただきたいということがありますが、現状を含めてどうされるのか、どうしているのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

非正規職員を含めてというお話かと思えます。正規職員については、新規採用から管理職まで、年齢や役職に応じて人権に関する研修を実施しております。非正規職員については、例えば、職種と言うと窓口を担当している方向けの人権研修もあります。正規職員、非正規職員にかかわらず、窓口業務に携わっている職員を主に対象としてやっています。職員全員に研修をというとなかなか時間もかかるかと思うのですけれども、非正規職員に対する研修を実施していないということではありません。

(田巻委員長)

そろそろ終了の時間が迫ってまいりましたので、委員からのご意見と事務局との応答はこの辺にさせていただきたいと思えます。本日いただいたご意見を踏まえて、事業の運用や方向性を検討する際の参考として、今後の事業の改善につなげていただきたいと思えます。

以上で議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(司 会)

田巻委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。いただいたご意見はとりまとめたうえで、また本日出席できなかった事業担当課にも伝えて情報共有を図っていきたいと思えます。

なお、今回の議事録を起こして、ホームページで公開いたします。議事録がまとまりましたら委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いしたいと思います。

最後に、事務局の広聴相談課長の渡辺より、皆様にごあいさつ申し上げます。

(事務局)

今日は皆様、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

本日、さまざまなご意見をいただいたところです。委員長からもお話がありましたけれども、いただいたご意見については、今後の施策の策定ですとか事業展開の参考とさせていただきたいと思います。また、資料についてもご指摘をいただきましたので、より見やすい資料の作成に務めていきたいと思っております。

本日、お示しすることができなかつたのですけれども、現行計画が令和6年度末までになります。今年度が令和4年度ということで、実は、来年度から計画の改訂に向けた作業があります。今年度の推進委員会はこの1回ということになるのですが、今後のスケジュールや方向性が決まりましたら、委員の皆様にご連絡を差し上げたいと思います。来年度以降、そういった計画の改訂についてもご意見をいただくような機会が出てきますので、引き続き、新潟市の人権教育・啓発の推進にご尽力、ご協力いただければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。